在宅生活を支えてくれる介護保険サービスは？

２０００年から始まった公的な介護保険制度。３年毎の改正を重ねて介護サービスの種類も増え、さまざまな介護ニーズに応えられる制度に成長してきています。が、その分、複雑になり、わかりにくくなっている面も否めません。

今回の特集では、「自宅で生活し続けたい」という要望を支えてくれる公的な介護保険サービスにはどのようなものがあるのか、概略をご紹介します。詳細については、自治体窓口や地域包括支援センターなどにお問合せください。

介護サービスの種類

介護保険サービスを大きく分類すると、要介護１～５を対象とする「介護給付」と、要支援１・２を対象とする「予防給付」に分けられます。

「特養」と呼ばれる特別養護老人ホーム（正式名称：介護老人福祉施設）や「老健」と呼ばれる介護老人保健施設などの「施設サービス」に入居して介護サービスを受けることができるのは、要介護の人だけです。

尚、介護給付、予防給付ともに、従来通り「都道府県・政令指定都市・中核都市が事業指定・監督を行うもの」と、新たに「市町村が事業指定・監督を行うもの」とに分けられ、後者を「地域密着型（介護予防）サービス」と呼びます。

左頁下表の、介護給付欄に含まれる訪問介護と通所介護は、予防給付には見当たりません。実は、この２つの事業は、２０１５年の改正で「（介護予防・日常生活支援）総合事業」に移行しており、地域の財政事情等で「予算上、これ以上の出店は不可」という、いわゆる「総量規制」を行うことができるサービスに位置づけられることとなりました。また、総合事業では市町村によって利用単価が異なっています。

区分別の状態像（おおまかな目安）

非該当	要支援１	要支援２ 要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５

低下している日常生活能力

- ・立ち上がり　・起き上がり
- ・片足での立位　・日常の意思決定　・買い物
- ・歩行　・洗身　・つめ切り　・薬の内服
  ・金銭の管理　・簡単な調理
- ・寝返り　・排尿　・排便　・口腔清潔
  ・上衣の着脱　・ズボン等の着脱
- ・座位保持　・移乗
  ・両足での立位　・移動
  ・洗顔　・整髪
- ・食事摂取
  ・短期記憶
  ・外出なし

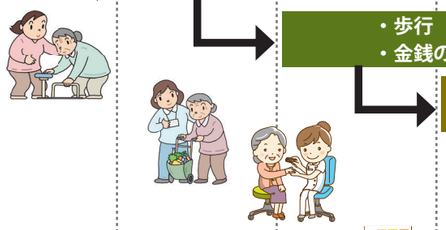

要支援２と要介護１は状態や能力は同様であるが、「認知機能の低下」と「状態の安定性」によって振り分けられる

・認定調査における 74 項目において、何らかの問題を有する割合が 80%以上の項目を集計

介護サービスの種類

	都道府県・政令指定都市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス（要介護1～5）	◉ 居宅サービス **訪問サービス** ○ 訪問介護（ホームヘルプサービス） ○ 訪問入浴介護 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 居宅療養管理指導 **通所サービス** ○ 通所介護（デイサービス） ○ 通所リハビリテーション **短期入所サービス** ○ 短期入所生活介護（ショートステイ） ○ 短期入所療養介護 ★ 特定施設入居者生活介護　○ 福祉用具貸与・販売 ◉ 施設サービス ★ 介護老人福祉施設　★ 介護療養型医療施設 ★ 介護老人保健施設　★ 介護医療院	◉ 地域密着型サービス ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 地域密着型通所介護 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 ★ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ★ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ★ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◉ 居宅介護支援（ケアマネジメント）
予防給付を行うサービス（要支援1・2）	◉ 介護予防サービス **訪問サービス** ○ 介護予防訪問入浴介護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 介護予防訪問リハビリテーション ○ 介護予防居宅療養管理指導 **通所サービス** ○ 介護予防通所リハビリテーション **短期入所サービス** ○ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○ 介護予防短期入所療養介護 ★ 介護予防特定施設入居者生活介護 ○ 介護予防福祉用具貸与・販売	◉ 地域密着型介護予防サービス ○ 介護予防認知症対応型通所介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ★ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◉ 介護予防支援（ケアマネジメント）

※ 一定の条件下で小規模な住宅改修の償還払いもあり　★印のサービスは入所サービスのため、今回は解説を割愛